

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰生活応援給付金事業	①物価高騰が続く中で、食料品の物価高騰に対する支援として、令和8年度に給付事業を行う予定としており、速やかに給付が行えるよう、令和7年度中に給付に向けた事務を行うもの ②令和8年度に実施する給付事業に係る事務費 ③事務費1,000千円 ・人件費(1~3月分)及び役員費等 ・うち、1,000千円に交付金を充当 ④給付事業:子育て応援手当(2万円)の対象児童を除く高松市民	R8.1	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	高松市中小企業等賞金引上げ奨励金事業	①物価高が続く中で、従業員の持続的な賞金の引上げに向けて、賞金の引上げを実施する中小企業等に奨励金を支給する。 ②賞上げ奨励金、委託料及び事務費 ③給付費 250,000千円 ・賞金引上げ率【正規】2.5%以上:2,275人【非正規】5%以上:1,225人 50千円×3,500人(175,000千円) ・賞金引上げ率【正規】1.5%以上:1,625人【非正規】3%以上:875人 30千円×2,500人(75,000千円) 事務費 615千円 委託料 18,521千円 ④対象者 市内に本社又は本店若しくは事務所(個人の場合にあたっては事業所及び住所)を有する中小企業、市内に主たる事業所を有するその他の法人	R7.4	R8.3
3	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	令和7年度高松市公共交通運行特別支援事業	①市民等の移動手段を維持確保することを目的に、燃料等の物価の高騰による運行経費の増加、運転手の不足、改善基準告示等の改正による運転手の労働時間の上限規制等により厳しい経営環境にある交通事業者の状況に鑑み、このような状況において従業員の賞金の引上げを実施する地域交通事業者に対して支援を行う。 ②賞上げ奨励金 ③路線バス等の運行事業者:16,550千円 (路線バス50千円×299人、コミュニティバス等50千円×32人) 地域鉄道事業者:15,500千円 (50千円×310人) ④市内を運行する路線バス等の運行事業者及び地域鉄道事業者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費保護者負担軽減支援事業(令和6年度補正分)	①物価高が続く中で学校給食用食料費の支援を行うことで、小・中学生の保護者の経済的な負担を軽減する。【計画No.4・5・6は同一事業であるが、充当交付金の国予算が異なるため別行で記載】 ②学校給食用食料費(物価高騰分及び更なる物価高騰分) ③【物価高騰分】 小学校低学年@18円×1,274,828食+小学校中学年@38円×1,341,192食+小学校高学年@50円×1,410,564食+中学校@57円×1,785,000食=246,185,400円 ※教職員分は対象としない 【更なる物価高騰分】 小学校低学年@26円×1,274,828食+小学校中学年@33円×1,341,192食+小学校高学年@40円×1,410,564食+中学校@40円×1,785,000食=205,227,424円 ※教職員分は対象としない ④(公財)高松市学校給食会	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費保護者負担軽減支援事業(令和7年度予備費分)	①物価高が続く中で学校給食用食料費の支援を行うことで、小・中学生の保護者の経済的な負担を軽減する。【計画No.4・5・6は同一事業であるが、充当交付金の国予算が異なるため別行で記載】 ②学校給食用食料費(物価高騰分及び更なる物価高騰分) ③【物価高騰分】 小学校低学年@18円×1,274,828食+小学校中学年@38円×1,341,192食+小学校高学年@50円×1,410,564食+中学校@57円×1,785,000食=246,185,400円 ※教職員分は対象としない 【更なる物価高騰分】 小学校低学年@26円×1,274,828食+小学校中学年@33円×1,341,192食+小学校高学年@40円×1,410,564食+中学校@40円×1,785,000食=205,227,424円 ※教職員分は対象としない ④(公財)高松市学校給食会	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費保護者負担軽減支援事業(令和7年度補正分)	①物価高が続く中で学校給食用食料費の支援を行うことで、小・中学生の保護者の経済的な負担を軽減する。【計画No.4・5・6は同一事業であるが、充当交付金の国予算が異なるため別行で記載】 ②学校給食用食料費(物価高騰分及び更なる物価高騰分) ③【物価高騰分】 小学校低学年@18円×1,274,828食+小学校中学年@38円×1,341,192食+小学校高学年@50円×1,410,564食+中学校@57円×1,785,000食=246,185,400円 ※教職員分は対象としない 【更なる物価高騰分】 小学校低学年@26円×1,274,828食+小学校中学年@33円×1,341,192食+小学校高学年@40円×1,410,564食+中学校@40円×1,785,000食=205,227,424円 ※教職員分は対象としない ④(公財)高松市学校給食会	R7.4	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費保護者負担軽減支援(3学期無償化)事業(令和7年度予備費分)	①物価高騰が長期化する中、高松市立の小・中学校及び附属高松小学校に通う児童生徒の学校給食費について、令和7年度第3学期分を無償化する。併せて、アレルギー対応のため弁当を持参する児童生徒に対し、学校給食費相当額を補助する。 【計画No.7・8は同一事業であるが、充当交付金の国予算が異なるため別行で記載】 ②令和7年度第3学期における給食食料費(代替弁当補助については給食食料費相当額) ③【3学期無償化】412,697千円 @249円×332,200食+@266円×353,500食+@282円×369,350食+@304円×433,524食 【代替弁当補助】2,457千円 @249円×1,950食+@266円×2,100食+@282円×2,200食+@304円×2,604食 【事務費】システム改修費用4,000千円 ※うち、43,368千円に交付金を充当※教職員分は対象としない ④給食食料費:(公財)高松市学校給食会、持参弁当補助:当該児童生徒の保護者	R8.1	R8.3
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費保護者負担軽減支援(3学期無償化)事業(令和7年度補正分)	①物価高騰が長期化する中、高松市立の小・中学校及び附属高松小学校に通う児童生徒の学校給食費について、令和7年度第3学期分を無償化する。併せて、アレルギー対応のため弁当を持参する児童生徒に対し、学校給食費相当額を補助する。 【計画No.7・8は同一事業であるが、充当交付金の国予算が異なるため別行で記載】 ②令和7年度第3学期における給食食料費(代替弁当補助については給食食料費相当額) ③【3学期無償化】412,697千円 @249円×332,200食+@266円×353,500食+@282円×369,350食+@304円×433,524食 【代替弁当補助】2,457千円 @249円×1,950食+@266円×2,100食+@282円×2,200食+@304円×2,604食 【事務費】システム改修費用4,000千円 ※うち、43,368千円に交付金を充当※教職員分は対象としない ④給食食料費:(公財)高松市学校給食会、持参弁当補助:当該児童生徒の保護者	R8.1	R8.3
9	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高松市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金(令和7年度)交付事業	①昨今の原油価格や物価の高騰に伴う、電力・ガス・食料品等の負担軽減を図るため、市内の医療・社会福祉サービスを提供する事業者に対して支援することにより、サービス利用者が継続的に医療・社会福祉サービスが受けられる環境を維持する。 ②法人等へ交付する支援金、指定口座への振込手数料、事務経費 ③補助金187,810千円(医療機関・薬局、福祉施設等:360千円×29施設、180千円×181施設、90千円×629施設、60千円×628施設、50千円×524施設、25千円×972施設)、振込手数料650千円、事務経費1,700千円 ※うち、17,144千円に交付金を充当 ④市内に医療・福祉施設等を設置・運営している者で、次の要件を満たす者。 医療・福祉施設等を令和7年10月1日及び支援金申請日において運営しており、令和8年3月31日までに休止又は廃止を予定していないこと。	R7.12	R8.3
10	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	高松市中小企業等賃金引上げ奨励金事業(令和7年度補正分)	①物価高が続く中で、従業員の持続的な賃金の引上げを実施する中小企業等に対し奨励金を支給する「高松市中小企業等賃金引上げ奨励事業」の事務局運営(コールセンター設置や受付・審査業務など)を委託するためのプロポーザル審査委員会における外部委員への報酬及び当該業務に従事する会計年度任用職員の人件費 ②プロポーザル審査会委員の報酬14千円、会計年度任用職員の人件費443千円 ③プロポーザル審査会委員の報酬(6,600円×2回×1名)及び会計年度任用職員の人件費(R8.2月～3月:1名分) ④高松市内の中小企業等	R8.2	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	持続可能な地域農業の実現支援事業	<p>① 生産資材や光熱水費、人件費等の価格高騰等により、市内の農林水産業者は厳しい経営状況にあることから、生産コスト上昇分の一部を補てんする緊急支援金を交付し、農林水産業者の事業継続を図る</p> <p>② 給付金及び給付に係る事務費</p> <p>③ 農業者(担い手)367件@80千円(販売農家)288件@30千円 畜産農家 34件@250千円~750千円 水産業者 240件@80千円 林業事業者 4件@250千円</p> <p>【事務費】人件費、需用費、役務費、委託料等1,247千円 ※うち、68,010千円に交付金を充当</p> <p>④ 本市内に住所を有する(法人の場合は本社の住所を有する)農林水産業者で、今後も経営等の継続の意思があるもの</p> <p>(1)農業者 655経営体 ア 担い手農業者(認定農業者(326経営体)、認定新規就農者(41経営体)) 367経営体 イ 上記以外の販売農家(令和7年の農業経営に係る売上げが50万円以上のもの)288経営体★</p> <p>(2)畜産農家(酪農、肉用牛(肥育経営・繁殖経営)、養鶏(肉用鶏・採卵鶏))34経営体</p> <p>(3)水産業者(令和7年の漁業経営に係る売上げが50万円以上のもの) 240経営体★</p> <p>(4)林業事業者 4経営体</p> <p>【事業額】75,567千円</p>	R8.2	R8.3
12	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策市立高等学校入学準備支援事業	<p>①物価高騰に伴う子育て世帯支援として、市立高等学校へ入学する際に発生する、教育用端末の購入に要する費用の一部を助成するもの。</p> <p>②端末購入者一人当たり30千円</p> <p>③新規購入予定者270人×30千円=8,100千円</p> <p>④対象の生徒を有する子育て世帯</p>	R7.4	R8.3